

## パブリックコメント、都道府県意見を踏まえた住生活基本計画（全国計画）（案）の修正について

頁	行	修正前	修正後	パブコメ	都道府県意見	意見の趣旨
1	15	住宅困窮者が多様化する中で、公平かつ確な住宅セーフティネットの確保を図っていくことが求められている。	住宅困窮者が多様化する中で、 <u>住生活の分野において憲法第25条の趣旨が具体化されるよう</u> 、公平かつ確な住宅セーフティネットの確保を図っていくことが求められている。	○		憲法第25条の精神を明記すべき。
2	9	このように、住宅は、・・・個人がいきいきと躍動し、活力があふれる社会の礎として位置づけることができる。	このように、住宅は、・・・個人がいきいきと躍動し、活力・ <u>魅力</u> があふれる社会の礎として位置づけることができる。		○	豊かな社会の実現には、活力と魅力が重要。
3	2～3	3 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての横断的視点	3 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての横断的視点 <u>1及び2を踏まえ、以下の(1)から(4)までの横断的な視点を基本として、第2に掲げる目標の達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。</u>		○	「横断的視点」について、その位置づけや「横断的」の意味するところを記述すべき。
3	16	消費者の利益の擁護及び増進を図ることに留意しつつ、可能な限り市場機能の活用を図ることを重視した施策を展開する。	消費者の利益の擁護及び増進を図ることに留意しつつ、 <u>市場における法令の遵守を徹底した上で</u> 、可能な限り市場機能の活用を図ることを重視した施策を展開する。		○	構造計算書偽装問題を踏まえ、市場における法令の遵守の徹底やチェック体制の確立といった視点が必要。
3	25	地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた多様な居住ニーズに的確に対応するためには、	地域の自然、歴史、文化等 <u>その他社会経済</u> の特性に応じた多様な居住ニーズに的確に対応するためには、		○	地方部の居住特性には、地域間格差、経済格差、過疎問題等が大きく影響している。
4	10～11	これらの分野を横断する施策として、・・・教育活動、広報活動等を推進する。	これらの分野を横断する施策として、・・・ <u>住生活の向上についての国民意識の高揚や人権の尊重等に関する</u> 教育活動、広報活動等を推進する。	○	○	民間賃貸住宅における入居差別や宅地・建物の取引の場などにおける差別（土地差別）の解消といった人権尊重の視点が必要。

頁	行	修正前	修正後	パブコメ	都道府県意見	意見の趣旨
5 指標	21、 26 ～ 27	・リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	・リフォーム(注)実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 (注) <u>リフォーム：増改築、耐震工事及び高齢者等のための設備の工事</u>	○	○	リフォームの定義を明確にすべき。
5 施策	11	高齢者、障害者等が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。	高齢者、障害者等 <u>をはじめとする多様な者</u> が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。		○	ユニバーサルデザイン化に関しては、「可能な限りすべての者」が施策対象であることを表現することが必要。
5 施策	18 ～ 19	地球温暖化問題や廃棄物問題等の環境問題に対応して、・・・住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減を図る。	地球温暖化問題や廃棄物問題等の環境問題に対応して、・・・住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減 <u>及び適正処理</u> を図る。		○	廃棄物の削減に加え、「適正処理」に係る施策も必要。
5 施策	28	建替えに加えて、増築や改修により老朽化したマンションの再生を促進する。	<del>建替えに加えて、増築や、改修</del> <u>や建替え</u> により老朽化したマンションの再生を促進する。	○		マンション管理に関する施策において、まず建替えを記載しているのは、「ストック重視の施策展開」と矛盾する。
5 施策	29	建替えに加えて、増築や改修により老朽化したマンションの再生を促進する。	建替えに加えて、増築や改修により老朽化した <u>分譲</u> マンションの再生を促進する。	○		分譲マンションと賃貸の集合住宅（賃貸マンション）とでは管理方法などが全く異なる。
5 施策	30 ～ 31		<u>○ 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進める。</u>	○		民間賃貸住宅のストック活用及び管理の重要性を踏まえ、今後の法制度化の促進について記載すべき。
6 目標	2	地域における居住環境に関し、別紙2の住環境水準に基づき、・・・	<u>安全・安心、美しさ・豊かさその他の</u> 地域における居住環境に関し、別紙2の住環境水準に基づき、・・・		○	目標1（住宅の品質・性能）では安全性、耐久性等が例示されているが、目標2（居住環境）には例示がない。

頁	行	修正前	修正後	パブコメ	都道府県意見	意見の趣旨
6	4	地域における居住環境に関し、別紙2の住環境水準に基づき、・・・ (注)上記の他、目次及び別紙2に「住環境水準」の用語あり。	地域における居住環境に関し、別紙2の <u>居住</u> 環境水準に基づき、・・・ ※これに伴い、目次及び別紙2の「住環境水準」のすべてを「居住環境水準」に修正。		○	良好な居住環境の確保の指針については、「住環境水準」ではなく「居住環境水準」とすべき。
6	13	既存の都市基盤を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能なコミュニティの維持及び形成を図るため、・・・公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を行う。	既存の都市基盤を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能な <u>バランスのとれた</u> コミュニティの維持及び形成を図るため、・・・公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を行う。	○		世帯構成の適正化、所得階層のミックスなど「バランスのとれたコミュニティ」の形成の必要性を明記すべき。
6	19	良好な居住環境の形成に向けて、建築協定制度の充実等住民が主体的に取り組むための環境整備を行う。	良好な居住環境の形成に向けて、建築協定制度の充実等住民が <u>住宅地のマネージメント活動</u> に主体的に取り組むための環境整備を行う。		○	人口減少社会における持続可能な居住環境の整備のための施策として、住宅地のマネージメント活動の促進について記載すべき
7	3	住宅や住宅関連事業者等に関する適切な情報の提供を促進するとともに、・・・	住宅や住宅関連事業者等に関する <u>わかりやすく</u> 適切な情報の提供を促進するとともに、・・・	○		国民に「わかりやすい」情報提供をすることを明文化すべき。
7	22	ライフスタイルやライフステージの変化に応じた多様な居住ニーズに応える観点から、郊外・田園居住や二地域居住等のマルチハビテーションの実現に向けた情報提供等を行うとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住・街なか居住等を実現するための環境整備を行う。	ライフスタイルやライフステージの変化に応じた多様な居住ニーズに応える <u>とともに国土を適切に維持管理していく</u> 観点から、郊外・田園居住や二地域居住等のマルチハビテーションの実現に向けた情報提供等を行うとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住・街なか居住等を実現するための環境整備を行う。		○	人口減少、高齢化が進行する農村部は集落崩壊の危機に瀕しており、国土基盤、生活基盤の維持管理が地方部の課題。このことは、農村集落の住生活のあり方に密接に関わる。
8	6~7	地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。	地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、 <u>必要な応急仮設住宅及び</u> 災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。	○		自然災害発生時における当面の措置として、応急仮設住宅の供給も施策に盛り込むことが必要。

頁	行	修正前	修正後	パブコメ	都道府県意見	意見の趣旨
9	10	三大都市圏においても・・・新規開発型の供給から、既成市街地内の低・未利用地等の土地利用転換による供給を中心とする方向に転換していくことが重要である。	三大都市圏においても・・・ <u>農地・山林等の新規開発型</u> による供給から、既成市街地内の低・未利用地等の土地利用転換による供給を中心とする方向に転換していくことが重要である。		○	山林等の新規開発を抑制する趣旨を明確にすることが必要。
10	17 ~ 18	より地域に密着した行政主体である市町村において、住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の方向性を示す基本的な計画を策定する際には、必要な情報の提供などを通じて強力に支援する。	より地域に密着した行政主体である市町村において、 <del>も、住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する</del> 施策の方向性を示す基本的な計画を策定する際には <u>ことを促進することとし</u> 、必要な情報の提供などを通じて強力に支援する。	○	○	地域に密着した施策を推進していくためには、市町村計画の策定の必要性を明確に打ち出すべき。
14	25	① 良好なコミュニティ及び市街地の持続性 地域の良好なコミュニティを維持し、住宅の適切な建替え等により良好な居住環境が維持できること。	① 良好なコミュニティ及び市街地の持続性 地域の良好なコミュニティを維持し、住宅の適切な建替え等により良好な居住環境が維持できること。	○		「良好なコミュニティを維持」と「良好な居住環境が維持できる」の関係が不明確。住宅政策としては、良好なコミュニティを形成するために、従来の良好な居住環境を維持することが必要なのではないか。
14	25	① 良好なコミュニティ及び市街地の持続性 地域の良好なコミュニティを維持し、住宅の適切な建替え等により良好な居住環境が維持できること。	① 良好なコミュニティ及び市街地の持続性 <u>バランスのとれた</u> 地域の良好なコミュニティの維持、住宅の適切な建替え等により良好な居住環境が維持できること。	○		世帯構成の適正化、所得階層のミックスなど「バランスのとれたコミュニティ」の形成の必要性を明記すべき。
14	33 ~ 34	② バリアフリー 高齢者、障害者等の円滑な移動の経路が確保されていること。	② <del>バリアフリー</del> <u>ユニバーサルデザイン</u> 高齢者、障害者等をはじめとする多様な者の円滑な移動の経路が確保されていること。		○	「バリアフリー」では対象が限定されるため、「可能な限りすべての者」を施策対象とする「ユニバーサルデザイン」と記載すべき。

頁	行	修正前	修正後	パブコメ	都道府県意見	意見の趣旨
15	19	② バリアフリー	② <del>バリアフリー</del> ユニバーサルデザイン		○	「バリアフリー」では対象が限定されるため、「可能な限りすべての者」を施策対象とする「ユニバーサルデザイン」と記載すべき。
15	29 ~ 31	・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設相互間の生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の実施率	・高齢者、障害者等をはじめとする多様な者が日常生活又は社会生活において利用する施設相互間の生活関連経路を構成する道路における <del>バリアフリー</del> ユニバーサルデザイン化の実施率		○	
16 ~ 17	15 ~ 21 8~ 14	(注)別紙3、別紙4共通 注1 上記の式における世帯人数は、6歳未満の者は0.5人として算定する。 2 次の場合には、上記の面積によらないことができる。	(注)別紙3、別紙4共通 注1 上記の式における世帯人数は、 <u>3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人</u> として算定する。 <u>ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。</u> <u>2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。</u> <del>3</del> 次の場合には、上記の面積によらないことができる。  ※これに伴い、7頁の指標「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」について以下のとおり修正。  ・子育て世帯(注)における誘導居住面積水準達成率 【全国 : <del>34.42</del> % (平15) → 50 % (平 <del>27.22</del> )】 【大都市圏 : <del>28.37</del> % (平15) → <u>45.50</u> % (平27)】 (注)子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯	○	○	最低居住面積水準は、施策の基本となるものであるため、これまでの考え方との間に不連続を生じさせないようにすべき。 計画案では、居住水準を人数に単純に比例させていること、人数の算定方法が簡素すぎること等の問題がある。